

# 2015年12月1日から ストレスチェックの実施が 義務になります。

## ●ストレスチェック制度とは

労働安全衛生法の改正に伴い、2015年12月1日から従業員50名以上の事業所について、ストレスチェックの実施を義務付ける制度。（50名未満の場合は当分の間努力義務）

事業者は労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師、その他の厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。  
改定労働安全衛生法第66条の10(抜粋)

## ●ストレスチェック制度の目的

- ・労働者のメンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）
- ・労働者自身のストレスへの気づきを促す
- ・ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

→労働者が精神疾患かどうかではなく、労働者のストレスの程度を把握するための制度です。

## ●ストレスチェック制度概要

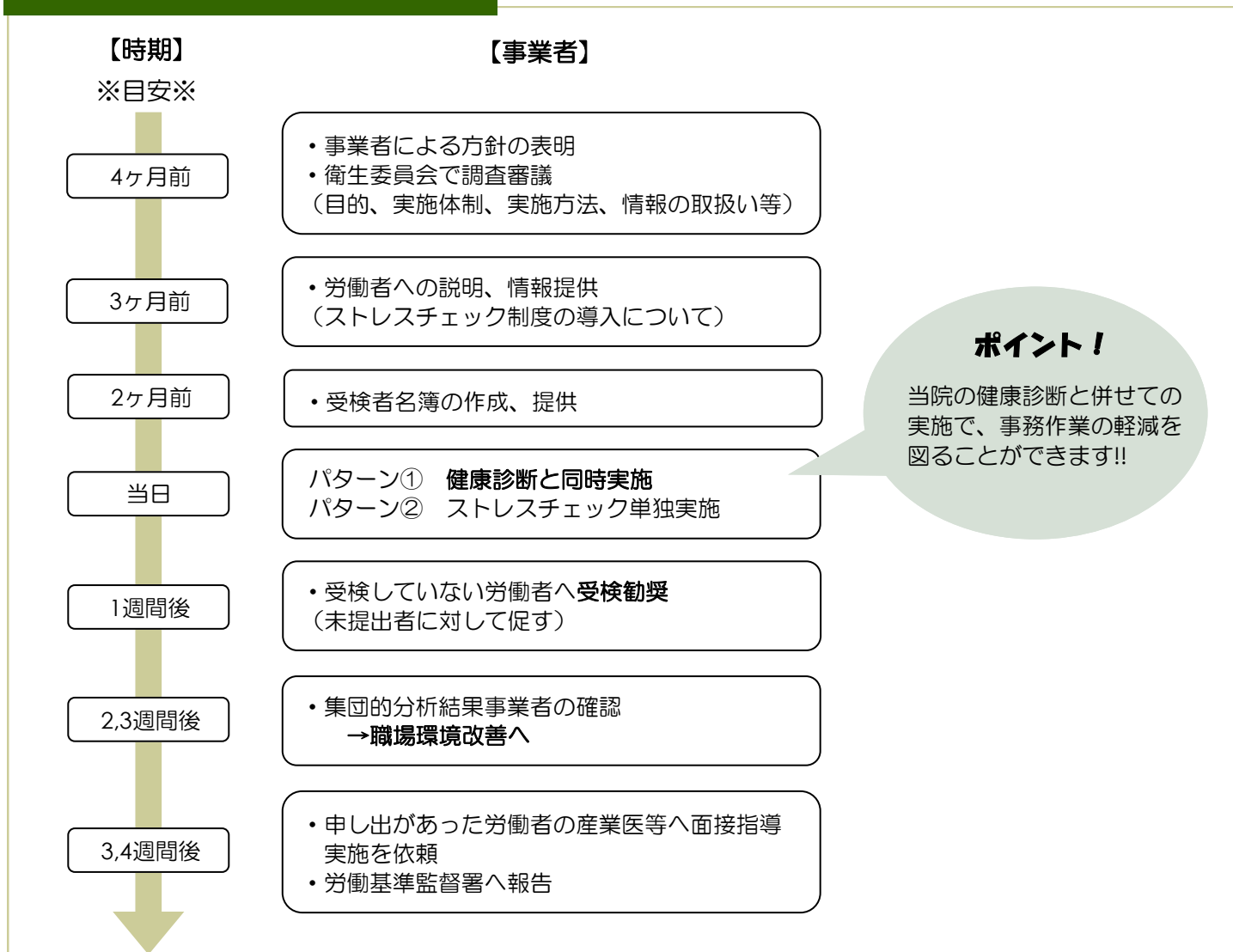
- ・1年に1回以上のストレスチェックの実施
- ・チェックの標準項目は職業性簡易調査票57項目
- ・高ストレス者、及び面接希望を申し出た労働者へ、医師による面接指導の実施
- ・集団的な分析の実施と分析結果に基づく職場環境の改善（努力義務）
- ・労働基準監督署へ報告書（様式6号の2）を1年以内ごとに1回提出

## ●ストレスチェック受検対象者

常時使用する労働者（下記要件を満たす者）

- ①期間の定めない労働契約により使用される者であること  
（契約期間が1年以上の者、並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者、及び1年以上引き続き使用されている者を含む）
- ②1週間の労働時間数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること

## ●ストレスチェック実施の流れ



## ●ストレスチェック実施料金

項目	料金(税抜)
ストレスチェック ※	800円

項目	料金(税抜)
医師による面接指導(1人あたり)	12,000円

※ ストレスチェック実施及び個人結果のレポート作成(1人あたり)

## ●お問い合わせ

医療法人メドック健康クリニック  
 渉外課  
 ☎ 052-752-1125  
 受付時間 月～金：8：30～17：00  
 土：8：30～12：00